

第 20 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 1 時 30 分より、第 20 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 非農地通知の決定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	5 番 山崎 省吾
6 番 井内 英樹	7 番 佐原 敏	9 番 辻 四一郎	10 番 吉田 利一
11 番 今村 正喜	12 番 小島 佳剛	13 番 清水 幹央	14 番 寺川 勝之

（欠席委員）

1 番 北浦 莊平	8 番 中西 秀友
-----------	-----------

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造	中井 正樹	北村 嘉朗
-------	-------	-------

（事務局）

澤田 局長	奥田 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	岸本（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に北浦委員、中西委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、水谷推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 2 0 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、中林委員、藤井委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、藤井委員と井内委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、譲渡人は農業廃業のため、譲受人は経営拡大のため、所有権を移転されるもので、隣接の堆肥施設も併せて取得されとお聞きしています。なお、営農計画ではネギを栽培される予定となっております。 また、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、藤井委員より現地調査の報告をお願いします。
藤井委員	報告します。去る 1 月 2 4 日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の小倉町 ● ● ● ● の利用状況につきましては、不作付地で、枯れ草に覆

	われた状態でした。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
村田推進委員	地図上のこの細長い部分が農地ですか。
局 長	そうです。
小島委員	東側の土地は誰のものでしょうか。
局 長	東側の土地も併せて取得されます。●●になっておりますが、既に農業用施設として転用許可済なので、所有権移転にあたって農地法上の手続きは不要になります。
議 長	上の施設でなく、東側の土地自体は誰のものですか。
局 長	土地も譲渡人と同じです。そこも併せて取得されるということです。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第２号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第２号議案 非農地通知の決定について」一括して６件をご説明申し上げます。 本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、西笠取地区における非農地判定のための現地調査を令和７年１月１０日に農地部会委員と担当推進委員、事務局職員が同行し実施して参りました。

議 長	農用地区域内農地及び違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。 非農地決定の対象は、１２筆、６，０３２㎡となっております。 以上です。
議 長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
局 長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。 それでは、「第１号報告 農地法第４条の規定による届出の受理について」２件をご説明申し上げます。 番号１につきましては、隣地の居住者向けの貸露天駐車場１台分を整備するための転用で、雨水は自然浸透、隣接農地はありません。 番号２につきましては、平成８年頃、被相続人が農地法を知らずに貸露天駐車場を整備し、使用してきたもので、顛末書が提出されております。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第３条第２項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。 なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦勞様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。

(午後1時43分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____